

岩手県告示第85号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成24年2月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
とうごう薬局	陸前高田市竹駒町字細根沢2番地4	平成23年10月31日
遠藤歯科医院	岩手郡葛巻町葛巻第13地割51番地	平成23年12月31日
有限会社クリス薬局	下閉伊郡山田町境田町5番8号	〃
有限会社菊屋薬局	上閉伊郡大槌町末広町10番20号	〃